一般社団法人日本デフ水泳協会

国際強化指定選手規程

（目的）

デフリンピック、世界選手権、アジア太平洋大会等で日本チームが最高の競技力を発揮することを目標に、強化合宿への参加、指定する国内大会への出場、国際大会派遣などの機会をつくり、競技力の向上を図るとともに、限られた体制の中でセルフケアを行える力を養い、日本代表チームの一員として、よりよいチームづくりを目指す。

１　対象

対象者は次の項目のすべてを満たす者とする。

（１）日本デフ水泳協会（以下「ＪＤＳＡ」と言う）会員であること。

（２）原則として、全日本ろうあ連盟会員であること。

（３）国内で開催される当協会指定競技会（指定競技会は、その年度の初めまでに提示する）に出場すること。

（４）指定された国際競技大会に出場すること

（５）トップアスリートとして、礼儀と規律を遵守し、日本の代表となり得るものであること。

（６）１８歳未満の未成年者は、保護者の承認が得られること。

２　国際強化指定選手の決定

（１）国際強化指定選手の決定

①国際強化指定選手は、別に定める標準記録を突破した選手の中から当協会選考委員会において審査し、理事会で決定する。

②決定された選手を、国際強化指定選手として、ＪＤＳＡから日本パラリンピック委員会（以下「ＪＰＣ」と言う）に所定の書類を提出する。

（２）国際強化指定選手の推薦

同年度の１（３）で指定した競技会などにより、公式記録を樹立した選手を対象とし、その選手が条件を満たしている場合、推薦することができる。

（３）国際強化指定選手の追加

同年度の１（３）で指定した競技会などにより、対象条件を満たした時、２（１）の手順により追加することができる。

（４）国際強化指定選手の取り消し

下記の４における国際強化指定選手の遵守事項を守らなかった場合は、強化委員長が選考委員会及び理事会（国際強化指定選手・強化指定選手である役員は除く）に報告し、討議の結果、指定を取り消すことがある。

３　指定のランク

国際強化指定選手は、強化指定選手Ｓ及び強化指定選手Ａとし、各指定のランクは次のとおりとする。

強化指定選手Ｓ　国際大会３位入賞以内かつ中学生以上

強化指定選手Ａ　国際大会入賞レベルかつ中学生以上

※国際大会とは、直近の国際大会（デフリンピック・世界選手権大会）を指す

４　国際強化指定選手の遵守事項

国際強化指定選手は、下記のことを遵守しなければならない。遵守できない場合は、書面にてその理由を申し出て理事会の了解を得なければならない。

（１）国内外の強化合宿への参加

（２）１（３）で指定した競技会及び指定された国際競技会への出場

（３）強化合宿参加や競技会参加に関する報告など（練習状況の報告、欠席連絡を含む）

（４）トップアスリートとして、礼儀と規律を遵守し、日本の代表となり得るように努力をする

４　費用負担

合宿参加や競技会出場にかかる費用は、原則個人負担とする。但し、寄付や助成があるときは軽減されることがある。なお、キャンセル料は、各合宿及び競技会の要項等による。

付則　２００６年6月２４日により適用

２０１０年2月２８日改定

２０１１年2月１９日改定

２０１５年2月２８日改定

２０１６年2月２８日改定

２０１９年2月２４日改定

２０２０年3月２２日改定

２０２１年3月１４日改定

２０２３年6月２５日改定